

名 称	令和7年度 第3回 目黒区障害者自立支援協議会 本会議
日 時	令和8年2月10日(火) 午後6時～午後7時40分
会 場	総合庁舎本館4階 政策会議室
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 目黒区障害者計画策定に関する意見について (2) 地域課題の検討状況について 3 区からの情報提供 4 その他 5 閉会
出席委員	岩崎委員(会長)、北本委員(副会長)、野村委員、渥美委員、岸井委員、深町委員、岡村委員、比護委員、田島委員、松原委員、中野委員、橋本委員、谷津委員、白鳥委員
欠席者	徳永委員、江見委員、水谷委員、鈴木委員、重盛委員、田中委員、島添委員
配布資料	資料1：目黒区障害者計画策定に関する意見(案)について 資料1：(別紙1) 目黒区障害者計画策定に関する意見(案) 資料1：(別紙2) 目黒区障害者計画策定に関する意見 新旧対照表 資料2：令和7年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」の開催について
会議内容	1 開会 会長による開会挨拶。 事務局から配布資料の確認と運営上の注意について説明を行った。 会長 傍聴申請があるが協議会の公開について異議はあるか。異議はないため傍聴を許可する。 傍聴者入室。 2 議題 (1) 目黒区障害者計画策定に関する意見について 障害施策推進課長 目黒区障害者計画策定に関する意見、次期目黒区障害者計画策定に係る今後のスケジュールについて、資料1に沿って説明を行った。 次期障害者計画の策定にあたり、委員の皆さまには、本会議以外の場でも区の取組に協力をお願いしたい。 目黒区障害者計画策定に関する意見の内容について、資料1(別紙1)に沿って説明を行った。 目黒区障害者計画策定に関する意見(素案)から追加・修正等を行った内容について、資料1(別紙2)に沿って説明を行った。なお、先ほどの資料1(別紙1)の説明内容は、この修正を反映したものである。 主な修正点について説明する。 基本目標Ⅰ項目3「心のバリアフリーの推進」については、障害者差別解消法の改正により、全ての事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられたが、事業者によって対応能力や体制整備の状況には大きな差があるため、実践的な啓発方法のあり方に関する検討を求める旨を追加した。 また、学齢期から人権と多様性を尊重する意識を醸成し、知識と理解を深めることを目的とし

た、福祉教育の機会の充実に向けた取組に関する検討を求める旨を追加した。

基本目標Ⅰ項目5「権利擁護の推進」については、意思決定支援の促進と、支援者のみならず、障害のある方や家族に向けた周知・啓発事業の取組に関する検討を求める旨を追加した。

この他、表現や文言の整理を行った。本日の本会議で、委員の皆さまに意見書の内容について確認いただき、3月2日に開催される第2回地域福祉審議会へ協議会からの意見書として提出することとなる。

会長

これまで委員の皆さまからの意見提出の機会も設けられていたため、意見した内容が反映されているか再度確認いただき、意見・質問があれば発言をお願いする。

委員

障害者計画策定に関する意見については、網羅的に記載できていると考える。素案から具体的に計画策定に進んでいくイメージを、どの程度持つことができるかが重要である。障害者計画策定に関する個々の具体的な内容については、今後自立支援協議会等で議論が深まり、前進していくと良いのではないかと考える。

委員

目黒区は障害のある方が受診可能な医療機関が少なく、「保健・医療・福祉」の連携強化がまだ十分でないように感じるため、今後は、更なる取組の検討も行っていきたい。

会長

障害のある方が受診可能な医療機関が不足していることについて、意見がある委員はいるか。

委員

障害への理解が十分な医療機関もあるが、受入れが難しい医療機関も少なくないのが現状である。障害のある方が受診可能な医療機関の情報は、主に保護者等のネットワークを通じて共有されている状況である。

目黒区内で障害のある方が受診可能な医療機関が少ない状況は、医師会も把握している。医師会から医療機関に対して、受診受入れの可否について、アンケート調査を行うことも考えられるが、そのような調査を行うこと自体が、障害のある方に対する差別を生む懸念がある。医療機関の情報共有については、現在構築されている保護者等同士のネットワークを活用することが方法のひとつなのではないかと考える。

会長

他に意見がある委員はいるか。

委員

全体を通して、きめ細かい内容で記載できている。また、他の委員からも、重度の障害がある方に対応した施設等への設備投資や、人員配置に関する具体的な意見を出していただいたことは嬉しく思っている。

「医療的ケア児・者」の暮らしの場の整備については、法制度が整い次第詳しく触れていくものと推測しているが、「親なき後」や「切れ目のない支援」という部分で、「医療的ケア児・者」についても触れることができているだろう。

委員

次期障害者計画策定までのプロセスについて伺いたい。地域福祉審議会に意見書を提出し、地域福祉審議会でも計画を策定するということがか。

障害施策推進課長

地域福祉審議会は、福祉に関する各計画の策定について諮問を受け、その基本目標や方針などについて区長に対して答申を行う。自立支援協議会からの意見書については、その検討において用いることとなる。そのうえで、地域福祉審議会からの答申を受け、区が主体となり計画を策定していく。計画策定に当たっては、事業者や団体からのヒアリング等の機会も設ける予定であるため、委員の皆さまにも協力をお願いしたい。

委員

今後の社会情勢等の変化により、現段階で提出する障害者計画策定に関する意見と、実際に障害者計画の策定に進んでいく際の実情が異なる可能性があるため、その時の現状に合った内容が次期障害者計画に反映されていくと良いのではないかと。

会長

提出する意見書の内容が、確実に次期障害者計画に反映されるということではないが、意見として挙げることは必要である。

障害施策推進課長

現段階で意見として盛り込まれていない内容も、社会情勢等の変化によっては次期障害者計画に反映される可能性がある。

委員

資料1（別紙2）の基本目標I項目4「保健・医療・福祉の連携強化」に関して伺いたい。

「目黒区精神保健医療福祉推進協議会」、「精神障害者地域移行地域定着推進連絡会」の2つの会議体が設置されているが、それぞれの所掌事項や構成員等が重複しており、具体的な取組内容が見えづらい状況にあるということは、以前から課題であると感じている。

令和9年度から施行される次期障害者計画策定に向けた意見として、各会議体の位置づけや役割分担の明確化、効果的・効率的な支援に向けた体制づくりに向けた検討について触れているが、令和8年度からの区の動きとしてはどのようなものを予定しているか。

障害施策推進課長

区の施策に関わる部分も含まれるため、この場で回答は致しかねる。

委員

障害という言葉に「害」という漢字を用いることにより、この表記を見た方がマイナスなイメージを持ってしまわないかと考える。他の自治体では、ひらがなを用いているところもあるが、目黒区では「障害」の表記について本格的な議論を行ったことはないため、表記を変えるためにはどのような動きが必要なのか、どこに発信すれば良いのか等、一度検討してみても良いのではないかと。

障害施策推進課長

目黒区では、障害の「社会モデル」の考え方にに基づき、障害は本人にあるのではなく、社会にあるという考え方から、この漢字を用いているが、この表記に疑問や違和感を抱く方もいるということは認識している。

会長

障害の「障」も「障る」というネガティブな意味を連想させるのではないかとという観点から、「障害」の表記のあり方について、国において検討が行われたことがある。今後、「障害」の表記のあり方について疑問視する意見が多くなれば、目黒区でも何か動きが出てくるのではないかと。

委員

2点伺いたい。1点目は、資料1（別紙2）基本目標I項目2の原案に、「特に精神障害や医療的ケアを含む重度障害」という文言があるが、「特に医療的ケア児・者を含む重度障害者」に変更された理由を伺いたい。

2点目は、1点目と同様の項目で、原案の文末表現と修正案の文末表現が異なるのは何か理由があるのか。また、これらの文末表現の強弱に差があるのか伺いたい。

障害施策推進課長

1点目の質問については、修正版の「多様な障害種別や障害特性に」という部分に精神障害のある方も含まれていると認識している。

2点目の質問については、文末表現が異なることによって、強弱を意識しているものではない。自立支援協議会は、専門的な立場から区の施策に対して意見を述べる会議体であり、地域福祉審議会は区から諮問を受け、答申を行うところである。障害分野に関しては答申を行う際に、自立支援協議会としての意見や課題認識を反映していただく必要があるため、その趣旨に基づき文末表現の整理を行った。

副会長

区から説明があった、文末表現を整理した経緯について補足する。資料1を参照すると、「目黒区地域福祉審議会に対して諮問し、答申を得なければならない。」と表記されている。「諮問」は意見を述べるのではなく、地域福祉審議会に対して、意見を尋ね求めることを意味している。「意見」であれば、考えを述べることや強く主張することができるが、「諮問」に留まっているため、原案からの修正時に文末表現の整理を行っている。

会長

他に意見がある委員はいるか。

委員

令和8年9月に予定されている関係団体へのヒアリングについて、対象となる団体はどこか。また、実施方法について伺いたい。

障害施策推進課長

障害者団体連絡打合せ会という会議体があり、その会議体に参加している団体を対象にヒアリングを行うことを想定している。参加していない団体からのヒアリングについては、今後検討したい。

委員

次期障害者計画の策定時には、その内容を全て同時に実行していくことは難しいため、短期・中期・長期の視点で、どこに重点を置くのか示していただけると分かりやすいのではないかと。

委員

地域課題を施策に反映していくためには、現場等の実務の中で出た課題を挙げていくことが重要なのではないかと。地域課題への解決策は、抽象的なものではなく具体的に示す必要があると考える。しかし、数値目標のような見えやすいものだけではなく、数字等には表しにくいものもあるため、そこに難しさを感じる。

会長

令和8年1月27日に、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の抜本的な見直しに向けた改正要綱案が取りまとめられた。

資料1（別紙1）基本目標I項目5について、今後、成年後見制度が見直しされていくことに触れてはどうか。

障害施策推進課長

3月23日に開催される計画専門委員会の際に、会長からご発言いただく形はいかがか。

会長

承知した。

（2）地域課題の検討状況について

会長

地域課題の検討状況について、各専門部会から報告をお願いします。

相談支援部会

相談支援部会では、今年度、「事例検討会班」と「継続課題班」の2班に分かれて活動を行った。

事例検討会班では、地域課題の抽出を目的に、部会で事例検討を行った事例及び別の会議体で既に事例検討が済んでいる事例を取り扱い、課題整理を行った。その中で、「災害・緊急時の体制づくり」、「緊急時に利用できる短期入所・病院・在宅等の支援体制」、「障害児・者への地域の理解促進」、「地域の見守り体制の不足」等の課題が挙げられた。その中から、「高齢分野と障害分野が迅速に連携できる仕組みづくり」を重点課題とし、今後さらに課題や解決策等を深めていく方向性である。

継続課題班では、令和6年度に地域課題として本会議へ挙げた「ガイドヘルパー不足」について、継続して取り組んだ。具体的な取組としては、移動支援事業所に対してアンケート調査を実施し、その結果について整理を行った。また、区の協力を得て、他自治体に対して移動支援の状況調査を行った。今後は、これらの調査結果を踏まえ、臨時専門部会の設置を検討していきたいと考えている。

子ども部会

子ども部会では、令和6年度に「発達障害児の居場所」について、地域課題として本会議へ挙げたが、今年度その課題は取り扱わず、新たな課題抽出に取り組んだ。

「未就学」、「学齢期前半」、「学齢期後半」、「成人期」の4つのグループに分かれて、グループワークを通して、課題の整理を行った。その結果、「多職種との連携」、「養育者支援」、「伴走型支援」、「居場所づくり」の4つのワードが抽出された。今後は、これらのワードをもとに具体的に事例検討を行っていく予定である。

3 区からの情報提供共有

障害施策推進課長

令和7年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」の開催について、資料2に沿って報告を行った。

「自立支援協議会の活動周知」については、委員から説明をお願いします。

委員

令和8年2月20日に、自立支援協議会主催イベント「これからの相談支援を共に考える」を開催予定である。

第1部では、区内の相談支援の現状をテーマにパネルディスカッションを行い、課題や今後の方向性等を共有する。第2部では、地域の連携強化につなげることを目的とし、障害福祉に携わる関係者との交流会を実施する。当日は、区の職員や区内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員がパネリストとして参加予定である。

4 その他

会長

事務局から今後の予定について説明をお願いします。

事務局

令和8年度第1回自立支援協議会本会議の日程については、決まり次第連絡する。

副会長

障害者計画策定に関する意見の中には、どこが主体的になって動いていくのか主語が明確でないものもある。そのため、すべて行政が主導となって進めていくのではないかという印象を受けるかもしれないが、地域共生社会の実現には行政だけでなく、多様な方々の参画が不可欠である。

それぞれの専門性を生かし、自分たちが担う部分と、他分野と連携して進める部分を整理していく必要があるのではないか。抱え込むのではなく、地域でどのようなネットワークをつくっていくかを考えていくことが重要である。

5 閉会